

平成 26 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 消費者庁食品表示企画課 ）

制 度 名	食品表示法に基づく酒類の収去に係る酒税の非課税措置の創設								
税 目	酒税								
要 望 の 内 容	<p>食品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品表示の監視・取締りのために内閣総理大臣（又は消費者庁長官・都道府県知事等）が事業者等から食品（酒類）を収去（無償）する場合において、当該酒類について酒税を非課税とする。</p> <p>食品表示法は平成 25 年 6 月に成立した未施行の法律であり、同法第 8 条第 1 項の規定は現行の食品衛生法第 28 条第 1 項の規定のうち食品表示に係る収去に関する部分を移行したものである。現行の食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき酒類を収去する場合には酒税は非課税とされているところ（酒税法第 6 条の 4）、食品表示法においても引き続き非課税とする措置を要望するもの。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1489 963"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>0.053 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	0.053 百万円	（制度自体の減収額）	（ 百万円）	（改正増減収額）	（ 百万円）
平年度の減収見込額	0.053 百万円								
（制度自体の減収額）	（ 百万円）								
（改正増減収額）	（ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>政策目的</p> <p>食品表示の適正の確保は、消費者の安全の確保や自主的かつ合理的な食品選択機会の確保のため必要である。</p> <p>食品表示の適正を確保するためには、事業者に対する適切な監視・指導が必要であり、その中で食品を収去し成分分析等を行うことが不可欠である。</p> <p>施策の必要性</p> <p>酒税法に基づき、酒税は「酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある」とされており（酒税法第 6 条第 1 項）、移出する酒類の数量を課税標準として課税されている。</p> <p>この規定が適用されることになると、行政が法執行のために無償で収去する酒類についても課税対象となってしまうが、</p> <p>無償収去は、それが適正に行われる限りにおいて、公益上の必要性から受忍すべき範囲内のものであると考えられる一方、それに加えて酒税を課税することは、事業者に対して受忍限度を超える過度な負担を課すことになると考えられること</p> <p>また、収去の対象となる酒類について非課税措置を講ずることにより、事業者に対して監視・指導に協力するというインセンティブを与えることができ、ひいては、より適切な監視・指導が可能となると考えられること</p> <p>等から、食品衛生法又は薬事法に基づき酒類を収去する場合には非課税との規定が置かれているところ（酒税法第 6 条の 4）。</p> <p>食品表示法においても、これらの事情は同様と考えられることから、同法に基づき酒類を無償収去する場合には、当該酒類に課される酒税を非課税とする措置を講ずる必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	消費者基本計画において、「重点施策 消費者の自助・自立の促進を図る『消費者力向上の総合的支援』」-「5.食品表示法」として位置付けられている。 また、消費者庁政策評価実施計画において、「(10)食品表示の企画・立案・推進」として位置付けられている。
		政策の達成目標	食品表示に関し、食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進するとともに、表示違反に対して厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ。
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	【算出方法】 483件見込まれる。平成26年度減収見込額 53,130円  483件×1検体(500ml) = 241,500ml 1kl当たり税率220,000円(ビール) (ビールで仮定して計算)  食品衛生法第28条第1項に基づく酒類の収去実績(2年間で966件(国産品538件、輸入品428件))  年間平均：966÷2 = 483
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望による措置が講ぜられることにより、課税を伴わずに収去を行うことができるようになり、ひいては、適時に食品を収去・分析し、表示違反是正につなげることが期待される。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	相 当 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	本要望による措置は、行政が無償で収去する酒類も課税対象となってしまうという不合理な事態を避けるために行うものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	新設要望のため、該当せず。
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。
		前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
	これまでの要望経緯	なし	

平成 26 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（消費者庁総務課）

制 度 名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置										
税 目	-										
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人改革については、本年 6 月の第 3 回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、内閣総理大臣から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずること。</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(	- 百万円)	(改正増減収額)	(	- 百万円)	
平年度の減収見込額	-	百万円									
(制度自体の減収額)	(	- 百万円)									
(改正増減収額)	(	- 百万円)									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>政策目的</p> <p>施策の必要性</p>										

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	
		政 策 の 達 成 目 標	
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	
	政 策 目 標 の 達 成 状 況		
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	
要 望 の 措 置 の 妥 当 性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	消費者庁
対象税目	-		
要望項目名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>・特例措置の内容</p>		
関係条文	[ ]		
減収見込額	[初年度] ( )	[平年度] ( )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	